

## 議事日程第4号

平成22年3月12日(金)

- 第1 議案上程(議案第3号から第34号まで)  
委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特別)  
質疑、討論、表決
  - 第2 継続審査事件の報告  
船川重要港湾及び国道101号整備促進特別委員会  
議会広報特別委員会  
質疑
- 

## 本日の会議に付した事件

- 第1、第2は議事日程に同じ
  - 第3 議案上程(議案第35号)  
提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決
  - 第4 議会案上程(議会案第76号及び第77号)  
提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決
  - 第5 議会案上程(議会案第78号)  
提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決
  - 第6 議会案上程(議会案第79号から第82号まで)  
提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決
- 

## 出席議員(24人)

1番 中田敏彦	2番 吉田清孝	3番 三浦利通
4番 古仲清紀	5番 柳楽芳雄	6番 三浦一郎
7番 船木正博	8番 中田謙三	9番 佐藤巳次郎
10番 吉田直儀	11番 畠山富勝	12番 越後貞勝
13番 三浦桂寿	14番 木元利明	15番 船木金光
16番 安田健次郎	17番 笹川圭光	18番 船橋金弘
19番 中田俊雄	20番 大森勝美	21番 佐藤美子

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事務局長	小玉一克
副事務局長	目黒重光
局長補佐	木元義博
主査	畠山隆之
主任	武田健一

説明のため出席した者

市長	渡部幸男	副市長	伊藤正孝
教育長	杉本俊比古	監査委員	湊 忠雄
総務企画部長	佐藤誠一	市民福祉部長	戸部秀悦
産業建設部長	鈴木 剛	企業局長	豊沢 正
企画政策課長	下間秀春	総務課長	湊 正人
財政課長	山本春司	税務課長	三浦喜光
市民生活課長	加藤 透	子育て支援課長	天野綾子
福祉事務所長	杉山 武	農林水産課長	伊藤 敦
観光商工課長	笹 渕 純	下水道課長	浅野光男
若美総合支所長	加藤謙一	病院事務局長	武田英昭
会計管理者	加藤久夫	学校教育課長	浅井繁樹
監査事務局長	加藤公洋	農委事務局長	高橋郁雄
企業局管理課長	船木吉彰	選管事務局長	(総務課長兼任)

午後 2時01分 開 議

○議長（船木茂君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

---

日程第1 議案第3号から第34号までを一括上程

○議長（船木茂君） 日程第1、議案第3号から第34号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。最初に総務委員長の報告を求めます。20番大森勝美君

【20番 大森勝美君 登壇】

○20番（大森勝美君） 総務委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

初めに、議案第10号男鹿市単独運行バス条例の制定についてであります。

本議案は、秋田中央交通株式会社の市内一部バス路線の運行廃止に伴い、本年4月1日から市が単独運行バスを運行するため、本条例を制定するものであります。

委員より、第1点として、バス料金収入の取り扱いについて質疑があり、当局より、運行委託業者と委託契約を締結する中で、料金収納についても業務の一部として契約するものである。具体的業務の流れとしては、運行路線の運転手が施錠された料金箱をその状態のまま会社へ引き渡し、会社では、運行路線ごとに乗車整理券をもとに料金の積算を行うものである。また、運行実績表が作成され、市へ提出するとともに、その納付については市会計課窓口へ直接納付するか、または本市指定金融機関へ振り込むものである。納付額の確認にあたっては、提出された運行実績表の当該路線運賃総額との照合を行うなど、誤りのないような確認体制としてまいりたい考えであるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、潟西北部線の料金精算方法について質疑があり、当局より、若美総合支所から下五明光までの潟西北部線は市単独運行バス路線区画となるものであるが、利用者の利便性を考慮し、委託業者を秋田中央交通株式会社としたことで、これまで同様、乗りかえの必要は生じないものである。しかしながら、若美総合支所前を境としてバス運行形態が変わることから、当該バス停を越えて利用する場合は、その

時点で一度精算が必要となるため、車両に設置されているそれぞれの運営区分ごとの料金箱へ運賃を支払うことになるとの答弁があったのであります。

第2点として、料金減免に係る身体障害者の適用範囲について質疑があり、当局より、身体障害者のバス料金減免の適用範囲については、療育手帳、身体障害者手帳及び福祉手帳の交付を受けている方、並びにその介護人について5割軽減となるものであるとの答弁があったのであります。

第3点として、委託業者が公金を取り扱える根拠について質疑があり、当局より、公金の取り扱いについては、地方自治法施行令第158条で、市の使用料等については「私人に徴収又は収納の事務を委託することができる。」との規定により、その業務を委託するものであるが、告示行為が必要となる。また、納付については、財務規則の規定により行われるものであるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、意見として、私人が納付する場合、委託業者が分任出納できる権限が財務規則上明確化されるか曖昧さが残るため、その対応については十分検討してもらいたいとの発言があったのであります。

第4点として、料金設定とバス停表示の考え方について質疑があり、当局より、バス料金の設定については、一定の距離を基準として100円単位での加算を基本として料金設定を行ったものである。また、料金表に記されているバス停については、これまでの名称をそのまま使用することとしたほか、運賃表示が変わる区切りのバス停を記載するなどしたものである。また、当該路線すべてのバス停については、既存のバス停を利用してまいりたいとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第11号男鹿市職員定数条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、定員管理の適正化等に伴う職員数の減により、実数と定数に大きな乖離が生じていることから、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第12号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例及び男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、県人事委員会の勧告並びに労働基準法及び地方公務員法の改正を踏まえ、

月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を引き上げるとともに、当該引き上げ分の支給にかえて代替休を支給できる制度を新設するため、各条例の一部を改正するものであります。

委員より、時間外勤務60時間の算定のあり方について質疑があり、当局より、60時間の算定については、一月のうち、日曜日を除く時間外が60時日を超えた場合、その超過時間に対して時間外勤務手当の支給割合を引き上げるとともに、当該引き上げ分の支給にかえて代替休を指定することができるというものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（船木茂君） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。5番柳楽芳雄君

【5番 柳楽芳雄君 登壇】

○5番（柳楽芳雄君） 教育厚生委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第13号男鹿市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、第2次男鹿市行政改革大綱に基づき、係制を廃止し、班制を導入することに伴い、条文を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、男鹿市発足以来、係制を採用してきて、なぜ今急いで班制にする必要があるのか。その背景について質疑があり、当局から、組織を係から班編制にすることにより、横軸の連携を強化し、一つの業務を複数の職員で担当し、横断的に職務を遂行できるよう班制を採用することとしたものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第14号男鹿市福祉保健の家条例を廃止する条例についてであります。

本議案は、身体障害者、病後療養者及び高齢者の機能回復訓練並びに家庭生活環境の改善に資するために設置した福祉保健の家について、所期の目的を達したことから

廃止するものであります。

本案については、委員より、廃止後の施設の利活用について質疑があり、当局から、本施設は4月1日から普通財産となるもので、現在、泉台地区から利用したいとの要望があることから、地域住民の方々から使用していただく予定としているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第15号男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、小学校、中学校、幼稚園及び保育園の嘱託医等の報酬について明確に定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、嘱託医等の報酬額に変更はあったものかとの質疑があり、当局から、報酬について条例化する市町村が一般的になってきていることから、本条例の改正をお願いするもので、額については、これまでと同額としているものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第16号男鹿市保育園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、平成22年4月1日より、船川保育園を新築移転し、認定こども園として開設するにあたり、園児の受け入れ枠を変更する必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。

当局から、さきの12月定例会において議決をいただいた新船川保育園の定数150人のうち、保育園機能である長時間利用児と幼稚園機能である短時間利用児の受け入れ枠の人数について、それぞれ125人、25人としていたが、入園申し込みを受けたところ、長時間利用児が105人、短時間利用児が38人の申し込みがあったことから、申し込み者全員を受け入れるため、受け入れ枠の人数を長時間利用児110人、短時間利用児40人に改正するものである。なお、認定こども園の認定については、2月10日に船川保育園において県の本審査を受け、2月16日付けで内定の通

知をいただいたところで、今月 26 日には県教育庁において認定書が授与される予定となっているとの説明があったのであります。

本案については、委員より、新船川保育園については建設地をめぐるさまざまな議論がなされた経緯があるが、結果的に保護者の反応は落ち着いたものかとの質疑があり、当局から、統合の対象となる各児童館及び船川保育園で新船川保育園の運営や保育料について説明会を開催した際には、駐車場の確保や信号機設置などの要望が出されたが、建設場所についての意見はなかったものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上により、教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（船木茂君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。12番越後貞勝君

【12番 越後貞勝君 登壇】

○12番（越後貞勝君） 産業建設委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第17号男鹿市漁業集落排水施設条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、平成22年度から門前地区に漁業集落排水施設を設置することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第18号男鹿市下水道事業特別会計への繰入れについてから、議案第20号男鹿市漁業集落排水事業特別会計への繰入れについてまでの3件についてであります。

本3件は、平成22年度男鹿市一般会計から平成22年度男鹿市下水道事業特別会計へ6億1千万円以内を、平成22年度男鹿市一般会計から平成22年度男鹿市農業集落排水事業特別会計へ5千400万円以内を、平成22年度男鹿市一般会計から平成22年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計へ6千200万円以内を繰り入れするものであり、一括上程、一括審査したものであります。

本3件については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

す。

次に、議案第 2 1 号市道の廃止及び議案第 2 2 号市道の認定についての 2 件についてであります。

本 2 件は、国道・県道道路整備に伴い、里道・小沢線など 2 路線、延長 2 千 8 4 3 メートルの市道を廃止するとともに、穴ノ沢・小沢線など 4 路線、延長 4 千 2 7 2 メートルを市道に認定するものであり、一括上程、一括審査したものであります。

本 2 件については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（船木茂君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。1 4 番木元利明君

【1 4 番 木元利明君 登壇】

○1 4 番（木元利明君） 予算特別委員会に付託されました議案第 3 号から第 9 号まで及び第 2 3 号から第 3 4 号までの審査の経過と結果について、ご報告いたします。

本委員会は、去る 2 日開会し、正副委員長を互選の後、各補正予算並びに新年度予算について補足説明を受け、予算特別委員会の初日は補正予算を中心に、2 日目は当初予算を中心に質疑を行いました。この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてご報告いたします。

第 1 点として、秋田プライウッドに対する企業水道料助成金の今後 1 0 年間の所要見込額と、同社の工場拡張に伴う本市における経済効果について。

第 2 点として、経営生産支援事業費補助金、農業法人等機械設備導入支援事業費補助金及び森林病虫害防除業務委託料の減額理由と、その経緯について。

第 3 点として、再就職緊急支援奨励金制度を利用した事業者数と雇員人数について。

第 4 点として、滝川河川改修工事費における測量設計業務委託料の減額理由と、新年度の本事業予算との関連について。

第 5 点として、新型インフルエンザ予防接種委託料減額の経緯と今後の対応について。

第 6 点として、なまはげ柴灯まつりににおけるパークアンドライドと入場者数並びに通年観光について。また、男鹿のなまはげを商標登録した目的について。

第 7 点として、男鹿中老人憩いの家整備の今後の考え方について。



第8点として、学校給食における地場産食材の活用について。

第9点として、若美漁港の現状と、しゅんせつに伴う土砂の処理方法について。

第10点として、一般会計当初予算において、農林水産業費、商工費、土木費が前年度と比較し増減率が特に大きくなっているが、その主な理由について。

第11点として、米粉用米の出荷方法と、それに対する市独自の支援策について。

などの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁がありました。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査をいたしました。

各分科会ともすべての審査を終了いたし、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第3号から第9号まで及び第23号から第34号までについては、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。

○議長（船木茂君） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありますので、発言を許します。9番佐藤巳次郎君

【9番 佐藤巳次郎君 登壇】

○9番（佐藤巳次郎君） 私から、議案第28号平成22年度男鹿市後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場から討論させていただきます。

昨年の総選挙前の国会で、国民の多くの方々の声でありました医療差別反対、うば捨て山には行かないという声で、民主党、共産党、社民党などと後期高齢者医療制度の廃止法案を提出しておりました。国会は解散となり、廃案になってしまいましたが、民主党のマニフェストには制度廃止を公約しております。しかし、政府は即時廃止を求める国民の願いを裏切って、4年後の新制度移行まで先送りするとしております。

秋田県広域連合議会では、2月18日に、所得割で0.06パーセント、均等割で499円の引き上げで、保険料は平均で3万7千108円から3万8千110円に1、

002円の引き上げを決定いたしました。秋田県広域連合の平成20年度特別会計決算では、36億円の黒字であり、積立金では13億8千万円の基金残高であります。このことについて、男鹿市議会の私たちの分科会での答弁によれば、黒字分のうち、国への返還分が約20億円あり、15億9千万円となると答弁しており、また、13億8千万円の基金は自由に使えるものではなく、目的の違う基金だと答弁しております。また、平成21年度の決算見込みについて、17億円の黒字決算の見込みであると広域連合側の見方で答弁しております。

今回の引き上げ額の総額がどうなるか試算しますと、平成22年度の被保険者見込み数は17万5千人であり、総額で1億7千535万円で済むものであります。引き上げしなくても十分過ぎるほど繰越金のあるもので、何で引き上げる理由があるのか全く理解できません。高齢者の苦しみをわかっていないのではないのでしょうか。保険料の取り過ぎそのものであります。

私と安田議員と連名で、反対するよう申し入れ、広域連合議員である渡部市長がこれに賛成したとすれば、誠に遺憾であります。男鹿市議会では二度にわたって、後期高齢者医療制度を廃止すべきと、全会一致で政府に意見書を出しております。

後期高齢者医療制度廃止後の新制度について、厚生労働省では、高齢者医療制度改革会議はこの8日に開かれ、65歳以上の高齢者を全員、国民健康保険に加入させる案が示されました。65歳以上の国保加入者は、75歳以上を別枠にして差別医療と負担増を押しつける現行制度の対象年齢を引き下げ、うば捨て山制度を拡大するものであります。厚労省は65歳以上の高齢者の医療給付費のうち、17パーセントを高齢者自身の保険税で負担することになると試算しております。この案は、64歳以下の現役世代とは別勘定の国保となり、保険税も財政も別立てとなるものであります。全くひどい案が出てきたものであります。高齢者から猛反発を受けること間違いなしだと私は思うわけであります。

私たちは、国民の納得のいく医療制度をつくり、高齢者が安心して暮らせる社会をつくっていくよう全力を尽くすものであります。

以上によって、議案第28号平成22年度男鹿市後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論とするものであります。

○議長（船木茂君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(船木茂君) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。ただいま討論ございました、議案第28号平成22年度男鹿市後期高齢者医療特別会計予算について採決いたします。

本件は起立により採決いたします。本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【起立】

○議長(船木茂君) 起立多数であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号から第27号まで及び第29号から第34号までを一括して採決いたします。本31件に対する委員長の報告は可決であります。本31件は、各委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(船木茂君) ご異議なしと認めます。よって、議案第3号から第27号まで及び第29号から第34号までは、原案のとおり可決されました。

---

### 継続審査事件の報告

○議長(船木茂君) 日程第2、継続審査事件の報告を議題といたします。

船川重要港湾及び国道101号整備促進特別委員会並びに議会広報特別委員会から、これまでの経過報告をいたしたいとの申し出がありますので、これを許します。

初めに、船川重要港湾及び国道101号整備促進特別委員長の報告を求めます。2番杉本博治君

【22番 杉本博治君 登壇】

○22番(杉本博治君) 船川重要港湾及び国道101号整備促進特別委員会に関する、これまでの経緯と審査の概要についてご報告を申し上げます。

本特別委員会は、平成18年6月定例会において、船川重要港湾及び国道101号整備促進に関する件を特定事件として、これを総合的観点から議会として審査・検討すべく設置されたものであります。

本特別委員会は、これまで8回、委員会を開催し、市当局から現状報告と取り組み状況について説明を受け、現地視察を実施するとともに、要望活動及び要望内容について協議し、平成18年度から21年度までの4回、国及び県並びに県選出国會議員等への陳情を行っております。

以下、国・県への要望内容について申し上げます。

まず、重要港湾船川港については、船川港を核とした産業の振興を図り、地域経済の活性化を推進することが最重要課題であるとの考えに立ち、また、船川港の整備は取り扱い貨物の増大や企業立地が図られ、雇用機会の拡大が期待されるとの観点から、

第1点として、県都秋田市と本市を結ぶ主要幹線道路である臨港道路生鼻崎線の整備について。

第2点として、長年の土砂堆積などから本来の水深を確保するための既存泊地のしゅんせつについて。

第3点として、埠頭用地の狭小化対策としての既存埠頭用地の増設について。

第4点として、大規模地震、津波等に対する港湾の対応力強化のための耐震強化岸壁の整備について。

第5点として、新規企業の立地や既存企業の拡大を推進するための埋め立てによる工業用地の整備について。

の5項目の早期整備を要望したものであります。

結果、臨港道路生鼻崎線の4車線化工事については、平成21年3月27日に完成したものであります。

また、要望した中で、既存泊地のしゅんせつについては、既存の1万5千トン泊地において、水深8.6メートルのしゅんせつ工事が完成し、平成21年9月からは規定の水深10メートルのしゅんせつ工事を実施しているとの確認をいたしております。

県では、来年度以降も水深10メートルを確保するよう、しゅんせつ工事を実施する計画とのことであり、今後は、早期完成を県に強く要望していく必要があるものと考えております。

次に、国道101号の要望内容についてであります。

第1点として、国道改築事業として、平成15年度から工事に着手した羽立バイパ

スは、男鹿半島北部の観光開発、地場産業の振興に重要な役割を担っており、また、平成19年の国体開催も控えていたことから、その早期完成について。

第2点として、浜間口地区の事業化のための調査を含めた早期着工について。

第3点として、五里合地区及び宮沢地区から三種町区画が狭隘、屈曲なため、今後の合理的な整備を図る上においてもルート変更が必要なことから、早期のルート変更について要望いたしております。

結果、羽立バイパスについては、国体開催前に完成をみる事ができたところであります。

また、要望した中で、浜間口地区の事業化のための調査を含めた早期着工については、県において2.8キロメートルにわたる概要設計の委託業務を発注したとの確認をいたしており、今後は、早期の事業化を県に強く要望していく必要があることを申し添え、本特別委員会に付議されました事件の報告といたします。

なお、本特別委員会は、この報告をもちまして審査を終了いたします。委員の皆さんには、長い間御苦勞をおかけいたしました。この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げ、報告を終わります。

○議長（船木茂君） 次に、議会広報特別委員長の報告を求めます。10番吉田直儀君

【10番 吉田直儀君 登壇】

○10番（吉田直儀君） 議会広報特別委員会に関する、これまでの経緯と審査の概要についてご報告申し上げます。

本特別委員会は、平成20年の常任委員会改選時に議会運営に関する申し合わせ事項に基づき改選が行われ、私をはじめとする委員6人が新たに選任されたもので、委員長には私が、また、副委員長には笹川圭光委員が選任されたものであります。

第1回目の委員会を平成20年5月8日に開催し、これまで16回の委員会を開催したほか、議会広報の編集に係る行政視察を2回実施したものであります。

本特別委員会の審議方法としては、毎定例会終了後、委員会を開催し、議会だよりの編集について、紙面の割りつけや掲載事項及び執筆者の選定を協議した後、委員個々が執筆し、執行前に再度委員会において紙面の最終確認を行っているものであります。

これまでに議会だより15号から21号までを発行いたしておりますが、この議会だより編集に際しては、市民と議会をつなぐ架け橋として、市民の皆様に対し、議会

での審議内容を正確に伝えるとともに、文字の大きさを工夫するなど読みやすくしたほか、わかりやすさを大切にしながら、親しまれる紙面づくりを念頭に編集にあたってきたものであります。

なお、本特別委員会は、今定例会終了後に発行する男鹿市議会だより 22号を編集し、議員任期の満了と同時に審査を終了するものであります。

以上をもちまして、本特別委員会に付議された事件の報告といたします。

○議長（船木茂君） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

---

#### 日程追加の件

○議長（船木茂君） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第35号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

#### 日程第3 議案第35号を上程

○議長（船木茂君） 日程第3、議案第35号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） ただいま議題となりました議案第35号教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、本市教育委員会委員の角崎紘二氏が来る5月22日をもって任期満了となるため、同氏の再任について議会の同意を求めるものであります。

皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（船木茂君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第35号教育委員会委員の任命について採決いたします。本件について同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件については同意することに決しました。

---

#### 日程追加の件

○議長（船木茂君） 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第76号及び第77号が提出されました。この際、本2件を一括して日程に追加し、議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本2件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

#### 日程第4 議会案第76号及び第77号を一括上程

○議長（船木茂君） 日程第4、議会案第76号男鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例について及び議会案第77号男鹿市議会事務局設置条例の一部を改正する条例についてを一括して議題といたします。

お諮りいたします。本2件については、会議規則第37条第3項の規定により、提

案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本2件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第76号及び第77号を一括して採決いたします。本2件については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、議会案第76号及び第77号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程追加の件

○議長（船木茂君） 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第78号「非核三原則の法制化」に関する決議案が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

#### 日程第5 議会案第78号を上程

○議長（船木茂君） 日程第5、議会案第78号「非核三原則の法制化」に関する決議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。20番大森勝美君

【20番 大森勝美君 登壇】

○20番（大森勝美君） 本決議については、「非核三原則の法制化を求める議会決議の陳情」を審査した上での提案であることから、私から提出議案の説明をさせていた



だきます。

本市議会では、平成20年6月定例会において、国是である「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を将来とも遵守し、核兵器のない世界、非核・平和の日本を訴える「非核・平和都市宣言」を決議いたしております。非核三原則は、国是として確立されておりますが、このことを将来にわたって堅持していくためにも、核兵器を落とされた世界唯一の国として、核兵器の廃絶に向け、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則の法制化を行うことを求め、要請いたしたいというものであります。

全会一致でご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（船木茂君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第78号「非核三原則の法制化」に関する決議案を採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

「非核三原則の法制化」を求める決議

核兵器を廃絶し恒久平和を実現することは、世界唯一の核被爆国日本の国民の共通の悲願であり緊急な課題である。このことは、男鹿市民の心からの希求でもある。

美しい郷土を守り、平和で豊かな暮らしを子や孫に伝えることは私達の責務である。私達男鹿市民は国是である「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を将来とも遵守し、核兵器のない世界、非核・平和の日本を訴え先に決議しているものであるが、非核三原則を将来に渡って堅持していくためにも、世界唯一の核被爆国として核兵器の廃絶に向け主導的役割を果たし、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則の法制化を行うことを求め政府に対し要請するものである。

以上、決議する。

平成22年3月12日

男 鹿 市 議 会

---

#### 日程追加の件

○議長（船木茂君） 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第79号から第82号までが提出されました。この際、本4件を一括して日程に追加し、議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本4件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

#### 日程第6 議会案第79号から第82号までを一括上程

○議長（船木茂君） 日程第6、議会案第79号から第82号までを一括して議題といたします。

職員に議会案を朗読させます。

---

#### 【職員朗読】

議会案第79号 「非核三原則の法制化」を求める意見書

議会案第80号 核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書

議会案第81号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見

## 書

### 議会議案第 82 号 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書

---

○議長（船木茂君） お諮りいたします。本 4 件については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本 4 件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会議案第 79 号から第 82 号までを一括して採決いたします。本 4 件については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、議会議案第 79 号から第 82 号までは、原案のとおり可決されました。

---

### 「非核三原則の法制化」を求める意見書

この地球上から核兵器をなくすことは被爆者の悲願です。

広島・長崎の被爆から 65 年目を迎えましたが、人類が作り出した最も残忍な兵器、核兵器による地獄を体験させられた方々は、今日まで核兵器による犠牲者が二度と生まれないことを強く願って、被爆体験を語りながらこの地球上から核兵器をなくす運動を続けております。

また、世界で核兵器を使用した唯一の国であるアメリカのオバマ大統領は、平成 21 年 4 月欧州連合との初の首脳会議において「核兵器のない世界を追求していく」と明言しております。

非核三原則は国是として確立されているが、このことを将来に渡って堅持していくためにも、今こそ日本政府は世界唯一の核被爆国として核兵器の廃絶に向け主導的役割を果たし、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則の法制化を行うことを求め要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年3月12日

秋田県男鹿市議会

議長 船木 茂

衆議院議長 横路 孝弘 様

参議院議長 江田 五月 様

内閣総理大臣 鳩山 由紀夫 様

---

### 核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書

核兵器を廃絶し恒久平和を実現することは、世界唯一の核被爆国日本の国民共通の悲願であり緊急な課題である。このことは、私達の心からの希求でもある。

美しい郷土を守り、平和で豊かな暮らしを子や孫に伝えることは私達の責務であり、国是である「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を将来とも遵守し、核兵器のない世界、非核・平和の日本を強く望むものである。

また、本年8月には世界の3, 241都市が加盟する平和市長会議総会が開催されており、2020年までに核兵器を廃絶するための道筋と、各国政府が遵守すべきプロセスなどを定めた「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を、2010年NPT再検討会議において採択を求めることなどの具体的な提案を盛り込んだ「ナガサキアピール」が決議されております。

今こそ日本政府におかれては、核兵器を落とされた世界唯一の国として核兵器の廃絶に向け主導的役割を果たし、平和市長会議が提案する「ヒロシマ・ナガサキ議定書」

の趣旨に賛同し、同議定書を議題として提案していただくとともに、その採択に向け、核保有国を初めとする各国政府に働きかけていただくよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成22年3月12日

秋田県男鹿市議会

議長 船木 茂

内閣総理大臣 鳩山 由紀夫 様

外務大臣 岡田 克也 様

---

#### 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書

日本社会における労働環境の大きな変化の波は、働くことに困難を抱える人々を増大させ、社会問題となっています。また、2000年以降の急速な構造改革により、経済や雇用、産業や地方など様々な分野に格差を生じさせました。働く機会が得られないことで「ワーキングプア」、「ネットカフェ難民」、「偽装請負」など、新たな貧困と労働の商品化が広がっています。また、障害を抱える人々や社会とのつながりをつくれない若者など、働きたくても働けない人々の増大は、日本全体を覆う共通した地域課題です。

一方、NPOや協同組合、ボランティア団体など、様々な非営利団体は、地域の課題を地域住民自ら解決することをめざし事業展開しています。このひとつである「協同労働の協同組合」は、「働くこと」を通じて「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす」活動を続けており、上記の社会問題解決の手段の一つとして大変注目を集めております。しかし、現在この「協同労働の協同組合」には法的な根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があります。

すでに欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）

についての法制度が整備されています。日本でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、1万を超える団体がこの法制度化に賛同し、また、国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まりました。雇用・労働の問題と地域活性化の問題は不離一体です。誰もが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方を目指す協同労働の協同組合は、市民事業による市民全体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものです。

国においても、社会の実情を踏まえ、課題解決の有力な制度として「協同労働の協同組合法」の速やかなる制定を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

平成22年3月12日

秋田県男鹿市議会

議長 船木 茂

衆議院議長 横路 孝弘 様

参議院議長 江田 五月 様

内閣総理大臣 鳩山 由紀夫 様

厚生労働大臣 長妻 昭 様

総務大臣 原口 一博 様

経済産業大臣 直嶋 正行 様

---

#### 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書

働いても貧困から抜け出せない「ワーキング・プア（働く貧困層）」の増加が社会問題となっています。1年を通じ就労しても年収200万円以下の低賃金労働者は1

068万人（2008）と、10年間で35%も増えています。特に女性や青年は2人のうち1人が低賃金・不安定雇用で働き、「自立できない」「子どもを育てられない」「かけもち仕事で身体は限界」と悲鳴があがっています。貧困の広がり、内需を冷え込ませて不況を長引かせるばかりか、青年の自立を困難にし、少子化を進め、社会保障の揺らぎ、地域社会の衰退、社会不安を引き起こし、私たちの社会の土台と未来を危うくしています。「ワーキング・プア」は国会でも問題とされ、2007年末には「最低賃金法の一部を改正する法律」が制定されました。改正法では「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮（第9条3項）」して決定することになりました。ところが、改正法のもとで審議・改定されたはずの新しい地域最低賃金は最も高い東京で791円、秋田県では632円にとどまりました。秋田県の場合、残念ながらこの水準ではフルタイムで働いても月収11万円前後、年1800時間働いても税込み110万円から120万円にしかならず、まともな生活を保障することは難しく、場合によっては生活保護基準を下回ります。

また、現在の制度では地域間格差を是正する視点が入っていないため、秋田と東京では時間額で159円もの開きがあります。この格差は年々拡大しており、青年労働者の都市部への流出をまねき、地域の活力の芽を奪いかねない事態となっています。東北6県の県労連が共同で昨年最低生計費調査を行いました。同様の調査を行った首都圏（東京・埼玉・千葉・神奈川）の調査との比較ではその金額にほとんど開きがないことが明らかになっています。全国一律最低賃金制の確立が求められています。先の選挙では、与野党間問わず、多くの政党が最低賃金の引き上げや制度改革を公約に掲げ「ワーキング・プア（働く貧困層）」は放置できないとの姿勢を明確にされました。最低賃金制度の抜本的な改正はいまや超党派の課題となっています。未曾有の不況の中、先行き不透明な事態となっていますが、最低賃金の引き上げによる低賃金構造の抜本的な改革は、均等待遇実現にあたっての賃金水準の底支えや、中小企業の下請単価の底支えと適正利潤確保、地域の格差是正と景気回復を図るために必要不可欠です。

以上を踏まえ、下記事項につきまして、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

## 記

1. 改正最低賃金法の趣旨を生かし、地域最低賃金を大幅に引き上げること。
2. 全国一律最低賃金制度確立に向け、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
3. 最低賃金の引き上げにあたっては、中小零細企業の経営支援策と生活支援策を十分に講じること。

平成22年3月12日

秋田県男鹿市議会

議長 船木 茂

内閣総理大臣 鳩山 由紀夫 様

厚生労働大臣 長 妻 昭 様

---

○議長（船木茂君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

---

### 渡部市長あいさつ

○議長（船木茂君） ただいま渡部市長から、議員各位に対し、ごあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許します。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 3月定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会におきましては、平成22年度一般会計予算をはじめ提案いたしました議案件について、いずれも原案のとおりご可決を賜り、ありがとうございました。

さて、本年4月21日をもって議員の皆様の任期が満了となります。皆様には、この4年間、市民の代表として重責を全うされ、市政発展のため多大なご尽力を賜りました。ここに深く感謝を申し上げる次第であります。

今期限りでご勇退なされます皆様には、これまでのご功績に対し、深く敬意を表す



るものであります。今後も一層、健康に留意され、引き続き市発展のため、ご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、来る4月の選挙に立候補されます議員各位におかれましては、ご当選の榮譽を得られますよう、ご健闘をお祈り申し上げます、あいさつとさせていただきます。

○議長（船木茂君） 議長交代のため、暫時休憩いたします。

午後 2時54分 休 憩

---

午後 2時55分 再 開

○副議長（三浦利通君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

船木議長あいさつ

○副議長（三浦利通君） ただいま船木議長より、議員任期最後の定例会を閉会するにあたり、各位にごあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許します。24番船木茂君

【24番 船木茂君 登壇】

○24番（船木茂君） 平成22年3月定例会を閉会するにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、去る2月24日開会以来、議員の皆様からは熱心にご審議を賜り、本日をもって全議案件が成立し、閉会の運びとなりました。

なお、私事ではありますが、次の市議会選には出馬しないことを決意したところでございます。

議長就任以来、議員の皆様からは特段のご支援とご協力を賜り、議会運営を円滑に進めることができましたことに対し、この場をお借りいたしまして衷心より感謝とお礼を申し上げます。

また、市長をはじめ市当局におかれましては、これまで成立をみました各議案の執行においては適切な運営をもって進められ、市政発展のため、なお一層ご努力されますことを切にお願い申し上げます。

私どもの任期は来月の4月21日をもって満了いたしますが、今回の市議選に再出馬を予定している皆様におかれましては、全員が当選の榮譽を得られ、再び、この議

場で顔を合わせることができるよう、ご奮闘をお祈り申し上げます。

また、今期限りで勇退されます、大森議員、柳楽議員、佐藤美子議員の皆様には、これまで議会人として本市発展のため鋭意ご尽力されたことに対し、深く敬意と感謝を申し上げますとともに、健康に十分留意され、今後とも本市発展のためにお力添えをくださいますよう、お願い申し上げます。

甚だ簡単ではありますが、私のお礼の言葉といたします。本当にありがとうございました。

(拍手)

○副議長（三浦利通君） 議長交代のため、暫時休憩いたします。

午後 2時57分 休 憩

---

午後 2時58分 再 開

○議長（船木茂君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これで3月定例会を閉会します。どうもご苦労さまでした。

---

午後 2時58分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 船 木 茂

副 議 長 三 浦 利 通

議 員 船 木 正 博

議 員 中 田 謙 三